

船橋市まちかどスポーツ広場設置要綱

(設置)

第1条 未利用地等を有効活用し、いつでも、身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実を図るため、船橋市まちかどスポーツ広場(以下「広場」という。)を設置する。

2 広場の名称及び所在地は、別表1、別表2のとおりとする。

3 専用使用できる広場は別表1のとおりとし、専用使用できない広場は別表2のとおりとする。

(設置基準)

第2条 広場は、おおむね1,000平方メートル以上の広さを有し、平坦地であることを基準とする。ただし、地域の要望があるときは、この限りでない。

(維持管理)

第3条 広場のフェンス、ベンチ等の設置及び修繕は、市が行う。

2 広場の清掃及び除草業務は、原則として地域の実情を把握している地域の町会、自治会等に委託する。

3 広場の清掃及び除草業務に必要な経費は、市が委託料として負担する。

(運営)

第4条 広場の運営のため、地域の必要に応じて運営委員会を置くものとする。

2 運営委員会は、広場の利用団体の代表者により組織し、教育委員会との協議により定められた会則等に基づき、広場の利用を希望する団体と利用方法や日程について調整を行う。

3 運営委員会の調整により決めた広場の利用日程であっても、一般の利用者の利用を妨げてはならない。

(設置期間)

第5条 広場の設置期間は、原則として10年以上とする。

2 民有地の広場は、原則として土地所有者と使用貸借契約を締結する。ただし、特に必要があると認めるときは、賃貸借契約をすることができるものとする。

(廃止)

第6条 広場を廃止する必要がある場合は、使用貸借契約又は賃貸借契約の内容に応じて廃止することができる。

2 廃止する必要がある広場の代替地等は、用意しないものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別 表1

名 称	所 在 地
藤原まちかどスポーツ広場	藤原7丁目406番地1ほか
高瀬町まちかどスポーツ広場	高瀬町56ほか
豊富まちかどスポーツ広場	豊富町1456番地1ほか

別 表2

名 称	所 在 地
古和釜町まちかどスポーツ広場	古和釜町787番地1ほか
大穴まちかどスポーツ広場	大穴町644番地18ほか
海神川右岸まちかどスポーツ広場	官有無番地
海神川左岸まちかどスポーツ広場	官有無番地
中山競馬場古作第二駐車場まちかどスポーツ広場	古作2丁目188番地ほか
夏見台まちかどスポーツ広場	夏見台5丁目971番地ほか

旭町まちかどスポーツ広場	旭町1丁目711番地1ほか
金杉まちかどスポーツ広場	金杉3丁目965番地1ほか
飯山満まちかどスポーツ広場	飯山満町3丁目112番地3
月見台まちかどスポーツ広場	飯山満町3丁目1892番地1ほか
三山まちかどスポーツ広場	三山6丁目16番10号
三咲まちかどスポーツ広場	三咲4丁目15番9号
みのり台調整池まちかどスポーツ広場	大穴北3丁目194番地2
三田 (団地分)まちかどスポーツ広場	田喜野井2丁目200番地109
田喜野井まちかどスポーツ広場	田喜野井3丁目121番1ほか
大神保町まちかどスポーツ広場	大神保町1342番地1ほか